



# 安全衛生通信

## 【令和7年1月号】

北海道労働局

# 北海道冬季ゼロ災害運動

### 取組期間

令和6年12月1日

～令和7年3月31日まで

### 重点災害

- ・ 転倒災害
- ・ 交通労働災害
- ・ 雪下ろしの際の墜落災害
- ・ 除雪作業時の重機災害
- ・ 一酸化炭素中毒



労働基準局広報キャラクター  
「たしかめたん」

## 転倒防止～こんな場所には要注意！～

- 凍結路面
- 再凍結した場所
- 除雪機械等が通過した直後の  
つるつる路面
- 交差点の手前（横断歩道）
- 薄っすらと雪が積もった道路
- 屋外階段



※ 本運動の詳細については、右のコード又はURLから確認できます。

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/enzen\\_eisei/enzen-](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/enzen-kankei/saigai/toukisaigaiboushi.html)

[kankei/saigai/toukisaigaiboushi.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/enzen-kankei/saigai/toukisaigaiboushi.html)



# 除雪作業時の安全対策について

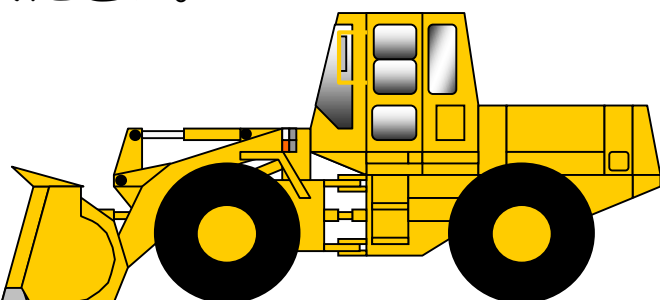
重機等を用いて除雪作業を行う際には、次の対策を講じ安全に作業を行いましょう。

## 1 接触の防止等

- 人が危険箇所に立ち入らないよう措置を講じてください。
- 誘導者には、運転者が容易に判別できる色彩の手旗等を使用させてください。
- 誘導者には、運転者が誘導者の位置を容易に識別できるよう認識しやすいヘルメット、蛍光ベスト及び誘導棒等を装着させてください。
- 誘導者には、重機等の作業範囲の外側で誘導させてください。その場合、あらかじめ作業位置、合図方法等を定めるとともに、作業位置の除雪や雪を踏み固める等の措置を講じてください。

## 2 重機等の転落防止等

- 路肩には、路肩の位置を示すポール等の標識を設置してください。
- 斜面等の下方で作業を行うときは、過去における当該場所での雪崩発生の有無等を事前に調査し、対策を講じてください。
- 一時に多量の降雪があった場合、雪面に亀裂が生じている場合等、雪崩が予想される場合は、作業を中止してください。
- 雪崩が予想される場所での作業に当たっては、センサー等の設置や監視人の配置などとともに、あらかじめ退避場所を確保してください。



この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。